

## 届出が不要となっている施設基準について（要確認）

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、定例報告の対象ではございませんが、診療報酬を算定できないので、ご注意ください。

### 記

#### （届出が不要となっている施設基準）

- ・ 夜間・早朝等加算
- ・ 医療情報取得加算
- ・ 明細書発行体制等加算
- ・ 認知症地域包括診療加算
- ・ 臨床研修病院入院診療加算
- ・ 妊産婦緊急搬送入院加算
- ・ 重症皮膚潰瘍管理加算
- ・ 強度行動障害入院医療管理加算
- ・ がん拠点病院加算
- ・ 高度難聴指導管理料
- ・ アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- ・ 小児抗菌薬適正使用支援加算
- ・ 夜間休日救急搬送医学管理料
- ・ がん治療連携管理料
- ・ 遠隔連携診療料
- ・ 認知症専門診断管理料
- ・ 連携強化診療情報提供料
- ・ 在宅時医学総合管理料の注8
- ・ 施設入居時等医学総合管理料の注5
- ・ 一般名処方加算
- ・ 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算
- ・ 経皮的冠動脈形成術
- ・ 経皮的冠動脈ステント留置術
- ・ 内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ・ 腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）
- ・ 膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術